**土佐清水市幡陽小学校いじめ防止基本方針**

平成２６年４月１日現在

**はじめに**

幡陽小学校では『かしこく　やさしく　たくましく』の学校目標を掲げ、また、経営ビジョンとして『「子どもが、行きたい学校。保護者が通わしたい学校」そして、「子どもが行って良かった。保護者が通わせて良かった学校」』になるよう６年間見通しを持った系統立てた指導を行う。

いじめは、学校生活の楽しさを奪うだけでなく、いじめを受けた子ども達の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの解決を通して、子ども・保護者が「幡陽小学校に行って良かった。通わせて良かった。」と思われる学校づくりを進める。このような基本理念のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

**第１　いじめの防止等の対策に関する基本理念**

* 「いじめは決して許されない」事を理解させ、いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない子どもを育成し、安全・安心な学校生活が過ごせるようにする。
* 教育活動全般で子ども一人ひとりの自己肯定感や自己有用感を高める教育活動を行う。
* いじめの早期発見のため、普段から教職員は、児童とかかわりを持ち、信頼関係を築く。また、ささいな変化に気づく力を高める。
* 定期的なアンケート調査や連絡帳などの活用で児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携を強よめ子どもを見守る。
* いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導し、組織的に対応する。
* いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

**第２　いじめの定義**

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 　第2条）

（１）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つ。

（２）当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。

（３）いじめの認知は、特定の教職員のみによるところなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して組織的に行う。

**第３ いじめの理解**

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や社会体育等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

**第４　「いじめ防止対策委員会」**

いじめ対防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。いじめ対防止対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、いじめ対防止対策委員会が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべていじめ対防止対策委員会に報告・相談する。加えて、いじめ対防止対策委員会に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、いじめ対防止対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を担う。

**①　組織の役割**

○　いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。

○　いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正。

○　いじめに関する校内研修の企画・検討。

○　いじめの相談・通報の窓口としての役割。

○　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

○　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○　重大事態の調査のための組織については、学校がその調査等を行う場合の母体となる。

**②　組織の構成員**

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育主任、養護教諭とする。

　　　但し、状況に応じ担任や外部関係機関が入る場合がある。

**第５　いじめ防止のための取組**

いじめを未然に防止するためには、学校生活全般を通じて、自己肯定感・自己有用感を高め、自分にも他人にも優しく、大切にする子どもの育成を行わなければならない。また、自分の将来に「夢」「志」を抱く事で目的意識を持たせ、学力の向上や規範意識を身につけさせる。

**＜学校づくり・授業づくり＞**

* すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
* 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
* すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
* 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
* 一人ひとりを大切にした楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

**＜集団づくり・児童理解＞**

* 学校生活を通して、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
* 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作りだしていく。
* 障がい（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
* 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
* 学級活動、朝の会・帰りの会の時間などの指導を、児童のいじめが起きやすい時期（４月下旬や９月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。

**＜教職員の資質能力の向上＞**

* 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
* 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
* 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
* 日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
* 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
* 児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
* 一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。

**第６　いじめの早期発見、早期対応等**

**（１）いじめの早期発見**

* 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
* 児童の様子に変化が見られたり、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば５Ｗ１Ｈ（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておくとともに、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせ、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
* Ｑ－Ｕやいじめアンケートを年２回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
* 教育相談体制や指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修や等を実施する。
* 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
* 普段から児童の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。

**（２）いじめの対応**

* 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
* 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
* いじめ対防止対策委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
* いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
* 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
* 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
* 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
* ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
* いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
* 児童の人格の成長に主眼を起き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
* いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる教育活動を行う。
* 学校における情報モラル教育を進める。
* 観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
* いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

**第７　ＰＴＡや地域の関係団体等と連携について**

**①　ＰＴＡや地域の関係団体（たくましい幡陽っ子を育てる等）との連携促進**

* ＰＴＡや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
* いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

**②　地域とともにある学校づくり**

* 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

**第８　重大事態への対処**

**（１）重大事態の発生と調査**

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

1. **重大事態の報告**

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

**②　調査の趣旨等**

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

**③　調査を行うための組織について**

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

**④　事実関係を明確にするための調査の実施**

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。